

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻68号 94/1 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1994年1月28日(金)PM 3~5 処分者側反対尋問 芦屋市役所東分庁舎2F
2月28日(月)AM10~12 申立人証言

年内結審に向けて 申立人証言にご支援を！

市芦救援会事務局

早や八年目の春を迎えようとしています。昨年は、処分者側小林証人に対する三年半におよぶ反対尋問を終え、皆様方のご支援の下に処分根拠を徹底的に崩してきました。八月から申立人証言に入り、まず鈴木先生から市芦教育の沿革が生徒の声をもとにして証言され、本件処分がそれらの破壊を目指す不当弾圧であることが明確にされました。

続いて十一月一七日、停職一ヶ月処分について深沢先生の証言がはじまりました。処分者側は十一回もの「無断職場離脱」を挙げていますが、各々について詳細な事実に基づく証言がなされ、処分デッチ上げの実態が全面的に明らかにされました。組合支部会議への参加をめぐって市教委と交渉継続中であつたにもかかわらず、組合役員の深沢先生のみを監視し、公務出張の不承認や校内に居ても不在とするなど、公文書を改ざんしてまで処分資料が捏造されていた事実が暴露されました。処分の違法不当性が余すところなく明らかにされました。審査長からも「不在確認」の意味方法をめぐる疑問が示され、処分者側寺内代理人は釈明立証もできないまま、「公平委員会」で判断されること」と答弁し、処分のズサンさを自から認めたといえます。本年一月二八日に処分者側反対尋問が行なわれますが、いっそう墓穴をほることでしょう。その後、申立人証言が次々と予定されています。年内結審に向け申立人を励ますべく、本年も皆様方の一層のご支援をよろしくお願いいたします。

も／く／じ

第54回公開口答審理報告	
「無断職場離脱の真相」	申立人 深沢 忠..... 2
甲山裁判差し戻し審 「20年目の冬を迎えて」 10
国労に中労委救済命令 救援会事務局..... 12
活動日誌 12/ 後記 12	

第五回公開口答審理報告

「無断職場離脱」の真相

申立人証人 深沢 忠

組合支部会議への参加

村田弁護士(以下村田) 経歴と組合活動歴について簡単に説明してください。

深沢 一九七二年に大学を卒業し、京都の私立高校での常任講師を経て一九七二年一〇月に市芦に採用されました。前任の理科の先生が六月に中途退職されたのでその後任としての採用でした。翌年四月に分会執行委員に選出されて以降、分会長や書記長を経験し、支部執行委員も経験しました。処分のあった一九八六年度は書記長をしていて、兵庫県高等学校教職員組合西阪神支部の支部執行委員を兼任していました。支部執行委員は分会推薦により、支部員全員の信任投票によって選出されます。

村田 組合組織について聞きます。兵庫県高等学校教職員組合(兵高教組)西阪神支部と芦屋市立芦屋高等学校教職員組合の関係について説明してください。

深沢 現在は上部団体および市芦の組合名も変わっていますが、一九八六年当時でいいますと、私たち市芦分会の組合員は日教組加盟の兵高教組の組合員で、西阪神支部に属していました。分会は、各学校ごとに組織されました。また、市立高校の分会員は、兵高教組の組合規約により、各市ごとに市交渉団体を組織します。それが、芦屋市立芦屋高等学校教職員組合です。従って、兵高教組西阪神支部市芦分会の対市交渉団体が芦屋市芦屋高等学校教職員組合ということになります。村田 支部執行委員会はどのように開催されていましたか。

深沢 西阪神支部執行委員会は、だいたい毎週火曜日の午後開催されてきました。一時から四時ということでしたが、実際は二時頃から開かれることが多かったと思います。支部執行委員は支部執行委員会に参加し、支部の運営に参画するという役目を負っておりました。

村田 慣行が問題となる以前は、どのような

形で参加していたか説明してください。深沢 私の市芦就任の頃はすでにそういう形になっていたのですが、支部執行委員については、火曜日の支部執行委員会の時間帯は授業時間をあけて、校務に支障なく支部執行委員会へ参加できるような配慮がなされていました。支部執行委員が決定した段階で教務部に報告され、教務部によって時間割上の配慮がされていました。当然その時間割は全職員への了解を得、校長の承認の上で実行されていた。これは、市教委へも報告されていたはず。

「無断職場離脱」との注意文書

村田 「処分対象一覧表」(甲第二三〇号証)と「深沢に関する処分に至る経過一覧表」(甲第二三〇号証)に沿って、あなたが処分対象とされた行為について聞いて行きますが、これはどうやって作りましたか。

深沢 日付のある年(一九八七年八月二七日)に手帳や記憶をもとに作成しました。

村田 四月二日から九月二日までの十一回について処分対象一覧表を解説してもらいます。これらはすべて火曜日なのですがそれは何故ですか。

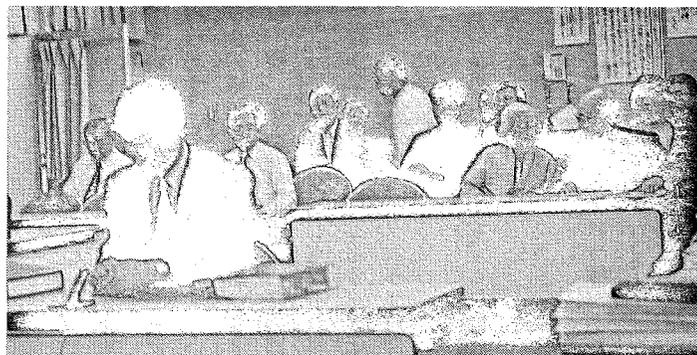
深沢 それは火曜日の午後支部執行委員会が行われていたからだと思います。実際には、

作成日 1993年9月16日
作成者 深沢 忠

処分対象一覧表

処分書の別表より			
年月日	曜日	無断職場離脱時間	備考
1986年4月22日	(火)	14:00 ~ 16:57 (2時間57分)	無断職場離脱
5月6日	(火)	14:00 ~ 16:15 (2時間15分)	"
5月13日	(火)	13:30 ~ 15:40 (2時間10分)	" 注意文書1
5月27日	(火)	13:40 ~ 16:30 (2時間50分)	" 注意文書2
6月3日	(火)	13:28 ~ 16:30 (2時間2分)	" 注意文書3
6月10日	(火)	14:00 ~ 16:45 (2時間45分)	" 尼崎市教育委員会へ出張
6月17日	(火)	13:40 ~ 16:30 (2時間50分)	"
6月24日	(火)	13:25 ~ 16:00 (2時間35分)	" 王子動物園へ授業の下見
7月1日	(火)	12:55 ~ ? (時間分)	" 在校、AV教室にて作業
7月8日	(火)	12:50 ~ 16:57 (4時間7分)	" 担当学年障害生校外授業
9月2日	(火)	12:50 ~ 16:30 (3時間40分)	" 1年生試験日、午後半日研修
計11回		延べ29時間11分(7月1日は不明のため除く)	

他の人が火曜日の午後やそれ以外の日に学校を離れた例はありませんし、私も火曜日以外の日学校を離れたことがあります。それは処分の対象となっていない。従って、火曜日の午後の私の支部参加だけが監視と処分の対象になっていたものと思われれます。村田 それでは次に、注意文書が出されるまでの四月二日、五月六日、五月一三日の三回について聞きますが、これはどのような形で支部へ参加していましたか。深沢 前年に支部参加のことが問題になったという事は聞いていますが、交渉での組合からの反論で、再度提案を出し直すということになり、当面現行通りということになったと聞いています。その後、市教委との間で支部参加についての交渉は全くなく、校長からの注意があったとかそういう話も全く見聞きしていなかった。従来、現行通りとの認識で支部参加をしました。村田 すると慣行通り支部執行委員会に参加していたら、突然注意文書が出たわけですね。最初に注



意文書を発見したときの様子を説明してください。深沢 五月二日の夕刻、久しぶりにたまった配布物をレターボックスへ取りにいいたら、催しの案内物のような雑多な配布物の中から、偶然に五月一三日付の注意文書を見つけて驚きました。村田 注意文書について校長に質問しましたか。

深沢 発見した二二日の夕刻、校長室へ行き最初は「処分か」と質問したところ、校長は「処分ではない」と答えたと思います。私は「注意処分か」というつもりで聞いたのに、質問の意図とはずれていたもので、聞き直した。するとその返事は、「注意処分とか、そんなたいそうなもんやあらへん。そんなにするつもりはあらへん。」というものでした。校長は軽い気持ちで出しているにも注意文書なので、「教育委員会との間では当面慣行通り、継続交渉という形になっているのだからやめて欲しい」と要請した。

村田 二通目の注意文書の対象となった五月二七日について説明してください。
深沢 五月二七日は、二二日に質問したときに校長が「処分するつもりはない」ということを、注意文書をやめて欲しい」と要請した後でもあるので、慣行通りの形で支部へ参加しました。するとまた注意文書が出た。

村田 二通目の注意文書が出たあと、組合としてはどのように対処しましたか。
深沢 一通目はまだ軽く考えていたのですが、私の方からの要請が無視されて二通目の注意文書が出たため、組合にも連絡し、発見した六月二日にすぐに校長交渉を持った。その際、「市教委と継続交渉中であり、受け取れない」といって、校長に注意文書を返した。校長はその注意文書を受け取った。そして、組合か

ら「組合で交渉することで、個人に出すべきものではない。しかも、市教委と継続交渉中だ」と主張したが、校長は「個人が行っているのだから、個人に出す」として、個人的問題として対応する姿勢だった。「交渉継続中なので教育委員会との交渉で決着するまで待つべきこと」を要請して別れた。
村田 三通目の注意文書の対象となった六月三日について説明してください。
深沢 校長交渉で組合からの要請を出したばかりでしたし、あくまで教育委員会との交渉での決着という考え方で、支部へは従来通りの形で参加したら、翌日三枚目の注意文書が出された。教育委員会や校長の態度に不信感を持ったが、とりあえず、「注意文書」通り私個人の支部参加は中止し、市教委交渉の再開を要求することにした。
村田 この五回の支部参加で費やした時間の埋め合わせはしましたか。
深沢 支部参加で公務に一切の支障はきたしてないし、帰ってきてから勤務に就いていきます。また、他の日に残って仕事したり、日曜日に出勤して教材を作成するなどしていたから十分勤務時間は充足していると思います。
村田 六月四日以後は、支部へ参加していいのですか。
深沢 一切していません。支部参加名簿にあるとおり、支部への連絡は他の人が行き(甲

か、その保護者が在住してるところで申請してほしいということを言われまして、それで、そういう形になっていまして、実際、その子は芦屋市の施設に住んでるんだけど、保護者が尼崎だから尼崎で申請してもらおうんだというところで書類を届けたわけです。尼崎の場合、収入証明書が必要だということがあったんですが、お父さんは小さな鉄工所へお勤めだったと思うんですが、お母さんがいらっしやなくて一人で育てられないからということ、三田谷治療教育院に預けておられたんです。そのお父さんの収入証明書をとりにしても、仕事を休んで市役所に出かけなければいけない。そういうふうになったりすると、日給月給制ですから、その日の給与に響いてくるということもありまして、学校側がその子や親の方とも聞き取りをして、推薦文の中に校長名で説明を書いているんだから、これで代用して欲しいという話もしたと思うんですね。そのときには、どうしても収入証明書が必要だということなことを教育委員会側は言っておられたんですけども、そういうふうな話をしたら、確かにその帰った日か次の日ぐらいか、尼崎から芦屋市の教育委員会へ問い合わせが入っていたみたいで、そのことを校長を通して聞いたわけですね。何か、あたかも私たちがそんな形で書類を持ってきて、教育委員会と話し合いをしているのが不都

尼崎市への奨学金出張を不承認

第九一号証の一、二、三)、市教委との交渉で決着するよう努力をいたしました。
村田 代わりに支部へ行った先生に注意文書は出ましたか。
深沢 出ていません。

村田 あなたは、六月一〇日は支部の執行委員会に行かなくて、尼崎市の教育委員会に行っていたということですか。
深沢 そういうことです。

村田 どういうことで行ったんでしょうか。
深沢 時間割りの作成上で火曜日の午後が空いてたものですから、その時間を利用して尼崎に行ったわけです。この日は、確かIという子供の奨学金の申請書を届けたと思います。その申請書は、親、本人の申請書と校長の推薦文とで成り立ってるんですけども、それを教育委員会の確か学務課だったと思うんですけども、そこへ届けに行くというような内容だったと思います。
村田 甲一五号証の一を示します。これは旅行命令兼旅費請求カードですね。
深沢 はい。

村田 真ん中辺に六月一〇日という欄があります。これは、何を表しているんですか。
深沢 これは六月一〇日の一三時三〇分から

一六時三〇分までの間、尼崎市教育委員会へ奨学金指導と書いてますけど、その奨学金の手続で行ったことを表しています。
村田 六月一三日も行ってますね。
深沢 はい、そうです。

村田 それから六月一七日の火曜日にも同じところへ行っていることが分かるわけですね。
深沢 はい。
村田 途中ですが、このIさんというのは、市芦の生徒ですか。
深沢 そうです。市立芦屋高校の一年生の生徒です。私が一年年の奨学金係を担当したものですから、その子の関係の書類を届けに行ったということです。

村田 その六月一三日、金曜日の出張内容の扱いは、どうなってますか。
深沢 これも認められていません。
村田 これはどういうことで行ったのですか。
深沢 六月一〇日と一七日は、奨学金のことで書類を届けたり、或いは収入証明書がないと出せないということがあったりして、若干話し合いとか、追加書類を届けるということで行きました。六月一三日については、六月一〇日に行ってますね、確か、学務課の方にいろいろ説明したと思うんです。

以前は、芦屋市の三田谷治療教育院の子については、芦屋市から奨学金がずっと出る形になってたんですけど、それが何年前から

合かのような印象を与えて、何か圧力を掛けられてるような印象を受けたものだから、私たちの話をそんなふうにしか聞いてもらえないのかということ、抗議もしたいということ、合わせてその子が次の二年生になりますと修学旅行がありまして、芦屋市については、これはすぐいい制度だと思っんですが、奨学金をとってる子の修学旅行については、全額扶助料として出て、修学旅行への参加が経済的な面で保障されるという制度があるんですが、尼崎の場合はそれがございませんで、何とか芦屋市の子に合わせることも要請に行こうということ、あわせて、たくさんの方で、この日は奨学金の全体の代表の滝山先生とか、その三田谷治療教育院の保護者代わりしておられる方とか、或いは学年の担任とかも合わせてですね、事情の説明や、お願いに行ったということです。

村田 そういった交渉すること自体は、校長も認識していたんではないんですか。
深沢 はい、こういうふうな、こういう形での指導していくとか、取り組みをするとかいう方針は出されています。奨学金については、例えば芦屋市のもので何名落とされたとか、その子についてどうするかという方針とかは、職員会議でも話し合われてきてましたし、

そういうことをやるということは知っておると思います。

村田 つまり、いつ行くかは具体的に知らなくても、いずれ尼崎市教委に交渉に行くということについては、校長も認識しておった、こういう理解でいいんですね。

深沢 はい。
村田 もう一度、甲一五号証の一を示します
が、六月一日、一日、一七日、この出張旅費を請求しているわけですね。これは結局認められたんですか。

深沢 いいえ、認められませんでした。

すけども、出張不承認になったという話は聞いてません。
村田 あなたは、六月一日は無断職場離脱の扱いを受けましたか。
深沢 いいえ、出張不承認になっただけです。
村田 これは、どういうわけだと思いますか。
深沢 やっぱ、火曜日の午後でなかったからだと思いますか。
村田 この処分は、火曜日の午後だけを対象にしたものであると。
深沢 はい。

村田 その理由は聞いてますか。
深沢 何故、認められないのかと聞きに行ったことがあるんですが、後からは認められないということでした。組合としてきちんと話をしたり、抗議したときには、これは出張ではないと、組合活動に行ったんだというふうには主張して譲りませんでしたから、多分そんなふうには信じ込んでおられたんじゃないかと。

村田 要するに西阪神支部の執行委員会に行つたんだらうと、尼崎には行ってないんだらうと、こういう認識と思われるということですね。
深沢 はい。

村田 ほかに一緒に行った先生方については、この出張は認められているんですか。
深沢 認められたかどうかは分からないんです。

たか。深沢 他の方が行っていましたが、その人は無断職場離脱の扱いは一切受けていません。
村田 無断職場離脱の扱いを受けたIさんの奨学金手続きのための出張ですが、奨学金手続きはうまくいったのですか。
深沢 はい。修学旅行扶助料の交渉はその後

の処分のために取り組めなくなってしまうましたが、奨学金については支給を受けられるようになりました。
(六月二四日の校外学習下見が無断職場離脱とされたことへの反論)
村田 旅費の請求を後からまとめて出しても、出張は認められていたのですか。

深沢 はい。田辺先生の例(四月から六月を一括請求で認められている。甲第九三三三証)など典型ですが、三ヶ月を越すとか年度を越すと旅費請求権がなくなるようですが、この年の七月の私が旅費請求するまでは認められていました。私自身も、四月、五月はそれぞれ事後に一括請求して認められていましたし、七月でも、山中先生の旅費申請(甲第一六号証)は事後申請であっても私が旅費申請するまでは承認の手続きがすすまられていました。

しかし、私の請求にあわせてあわてて不承認とされたことが、教頭の承認印が白の修正液で消されているところから分かります。
村田 そうすると深沢先生の出張を不承認に

薦を受けて申し込んだとかとあかんとか、あるいは授業に影響があるとかいうものについては、校長に事前に了解とってという形になってましたけども、市内出張とかですね、簡易な出張についてはですね、行き先だけは何か分かるように、例えば黒板に書くとか、学年の先生に言って行くとかいう形でやっていたということなんです。来てましたので、それまでと同じような形態で行ったということなんです。

深沢 はい。ですから四月、五月の分も全部同じような形でやっています。
審査長 ああ、そうですね。じゃ、本件の場合も後で旅費請求をしたと、
深沢 そういうことです。

村田 六月一七日の尼崎出張は処分対象になっていないですね。
深沢 はい。これは、火曜日だったため支部への参加と勘違いしたのだからと思えますが無断職場離脱の扱いを受け注意文書が出されています。

村田 このときも支部へ他の先生が行っておられましたか。そして、その扱いはどうでしたか。
審査長 じゃ、校長は、そういう仕事で行かれるということでは知ってたということですか。
深沢 それまでの出張の形態がですね、例えば泊を伴うとか、県の研修で事前に校長の推

したのがその始まりということになりますね。
深沢 そのようです。
村田 出張不承認にするという予告はありませんか。
深沢 全くありません。

審査長 その点、細かい話なんですけど、一五号証の一を見てください。六月の一日のころなんですけど、これは一六時三〇分までということは、一六時三〇分にはもう学校へお帰りになったということですか。
深沢 と思います。

審査長 そうですか。次に乙五号証の別表一(二)、六月一日のところをご覧ください。これが一六時四五分にいなかったことを確認しているということで、細かい話ですが、半以降に確認しているということなんです。これはどういうことでしょうか。分かりませんか。これは処分者側で書かれた文書ですけども。
深沢 そこまでは記憶にないです。

審査長 ああ、そうですね。結構です。寺内代理人(以下、寺内と略)これは、大分前のものなんです。ここに不在確認時刻と書いてます。だから確認者が確認した時間と、

審査長 だから、逆に言うなら、こちらの方で確認した四五分になっても居ないじゃないかと。あんたの方が四時半に帰ったと言っているけれども、帰ってなかったじゃないかということにもなるんじゃないですか。
寺内 いえ、いえ、確認したのが一六時四五分ということであって、一六時三〇分からは四五分の間、ずっと確認し続けたという意味じゃないんです。四五分には居なかったということなんです。後は推測ということを申し上げておもうんです。
審査長 四五分に居なかったというならね、それまでは居ないということになりませんか。その瞬間だけ居なかったということですか。
寺内 いや、学校当局の方が確認したのは、四五分のときには居なかったと。それで勤務時間との関係で、その勤務時間内に職場離脱をしておたたらうと、こういう主張だったんです。瞬間的に云々ということじゃない。
審査長 ただね、これを読みますと、一四時から一六時四五分まで不在確認ということを書いてあるんで、素直に読みますと、一四時

から一六時四五分まで居なかったというふう
に推測されるんです。そういう読み方がいけ
ないんですか。

寺内 いや、ですから、ずっと居ないとい
意味の不在時間の確認という意味じゃなくて
そういうふうな証言調書はなってるはずで
から。

審査長 このまま読むとね、この間居なかつ
たように思えるんですけども、そうじゃな
しに、その時間のときにはとにかく居なかつ
たと、こういうことですか。

寺内 いえ、これは、教育委員会に対する学
校長のレポートです。ですから、レポートで
はこういう形で、いわゆる確認したものを書
類として出しておると。後は教育委員会の方
です。そこに職場離脱があったと。いつ
からいつまでの時間あったというふうな認定
をしてですね、やるかどうかはですね、教育
委員会の問題になりますね。

審査長 そうするとね、一六時四五分で確認
したけれども、その前にもう帰ってる可能性
もあるということでしょうか。

寺内 どういうことですか。
傍 しらばくれるなよ！
寺内 可能性の問題ですからね、それは、そう
いう聞かれ方すると、これはまさにそちらの
方の認定の問題になりますでしょう、それは。
傍 おどかしてんのか！

審査長 はい、分かりました。それじゃ、反
対尋問でまた聞いてください。

慣行の一方的変更

村田 出張不承認に対する他の教職員の反応
はどうだったのですか。

深沢 出張不承認は九月一日の職員会議で問
題となりました。誰がどう考えても、これま
で認められていた通常の手続きで出張に行っ
ていたものが、実際にいついたにもかかわ
らず不承認になるのはおかしい。行き先も確
認せずに出した注意文書の誤りを覆すた
めの出張不承認だから認められないというこ
とが、校長、教頭以外の全教員の意見でした。
村田 その後、出張についての予告のような
ものがありましたか。

深沢 一九八六年九月二日に慣行の変更
に関する校長交渉があり、組合から「出張手続
きについても変更するなら、事前にどのよう
に変更し、いつから実施するのかみんなに知
らせてからやるべきではないのか」との批判
を行ったところ、九月一六日に「許可なく学
校を離れることは禁じられています」との掲
示を職員室にした。これが最初です。
（七月一日、八日の件について、校内にいた
にもかかわらず、無断職場離脱とされたこと
への反論）

処分のための処分

村田 九月二日、これは、深沢先生、河村先
生、鈴木先生が無断職場離脱と学校日誌に書
かれています。他方で校長は「深沢は支部に
は来なかった」と証言されていますが、河村
先生、深沢先生だけが処分対象になっている。
校長証言では一年生は宿題テストで一年生の
先生には自宅研修が認められていたと証言さ
れていますが、この日の説明をしてください。
深沢 この学校日誌を見たときは、学年の宿
題テストも書き込まずに無断職場離脱だけを
書き込んでいた異様な日誌だと思いました。
学校日誌とは本来学校行事を書き込んでいく
ものだと思うのですが。

この日は一年生が宿題テスト（学校日誌に
書かれていない）でした。テストの日の午後
は、自宅研修可能となりました。そのこ
とは、校長証言でも明らかです。また、教頭
から研修はダメだということはきいたことも
なく、一年生の教員は、特に学校で用事のある
ものの他は自宅研修に入った。深沢、河村、
鈴木が支部へ行く時間よりも早く学校を出て
いるのは、自宅研修に入ったからです。この
日の無断職場離脱の記録が帰校確認となっ
ているのはおかしい。帰ってきてはいない。
村田 学校日誌に書かれているからといって、

確認がどうも不正確ようですが、本人に直
接行き先を確認されたり、注意されたことが
ありますか。

深沢 一度もありません。

村田 その他、「無断職場離脱」の確認につ
いてなにか疑問に思うことはありませんか。

深沢 火曜日の私だけが監視されており、同
じ火曜日でも他の人が学校を離れても記録さ
えもされていない。また、火曜日以外では私
が学校を離れても、これも記録されていない。
さらに、火曜日であれば私が出張に出ても無
断職場離脱とされている。しかも、深沢を処
分するために七月から突然出張不承認を行っ
ている。不公正な職員管理だと思ふ。

注意・通告の事実はない

村田 「校長があらかじめ注意していたにも
かわからず、無断職場離脱を続けたので処分
した」（答弁書P二）、「所属校長よりその
都度注意を受けながら無断職場離脱を繰り返
し、甚だしく服務規律に違反したものであつ
て」（答弁書P五）とあり、処分者側第四準
備書面で具体的に六一年度一二回の通告時期
があげられています。

深沢 学校日誌を見てもインクの色、線の太
さが明らかに違っており、後から書き込まれ
たのが歴然としていた。

なお、学校日誌については教育委員会へ事
前に見せて欲しいと要請したが、もう廃棄年
限をすぎている、担当者が代わってどこにあ
るのか分からないので探しているとのことだ
った。処分者が書証として出しているのだけ
ら、その原本は保存していないとおかしいと
いったが、探していると言われればどうにも
ならないので、要請だけにとどめている。
村田 今日は原本は持ってきてもらっていま
すか。
寺内 申し入れについては今日はじめて聞い
た。
審査長 事前にお願ひしてあります。
寺内 私は聞いていない。
村田 教育委員会は聞いています。
寺内 こちらで検討します。
審査長 そうして下さい。

村田 同年五月一日、これは最初の注意文
書の日付のようですが、どうですか。注意は
ありましたか。
深沢 この日、注意文書がレターボックスに
入れられたことすら知らなかった。まして、
口頭で注意されたこともなかった。この注意
文書を発見したのは、五月二日、たまたま
書類をボックスに取りに行ったときです。
村田 他の日についても、口頭で注意され
たことはありますか。
深沢 一度もありません。

村田 同年九月一日、これは、九月九日の
学校日誌に無断職場離脱と書かれている日の
翌日になりますが、注意はありましたか。
深沢 この日は一日中休暇でしたから、注意
されるとか通告されるとかということはあり
得ません。
村田 処分者は「予めあるいはその都度注意
」というが、処分者側の第四準備書面で述べら
れているうちから事実誤認を除けば、結局校
長の方から積極的になされた注意というのは、
五月一日付けと五月二八日付と六月二日付
の注意文書だけだということになりますね。
しかも、五月一日付けの文書はだまってレ
ターボックスに入れられていただけで、発見
が五月二日になった。また、他の二通もだ
まってレターボックスに入れられていただけ
ということですね。
深沢 はい。

村田 注意文書についてですが、学校日誌に
は、特に出張不承認になっているところは本
人に手渡したと言うようにかかれています。実
際はどうですか。
深沢 実際に手渡されたことはありません。
もし手渡されておればその場で問題になっ
たはずですし、出張だったことも説明してい
る。学校日誌は後からいくらでも書き込めるし、
実際に以前見たときにはかかれていなかった
ものが書き込まれて書証として出されている。

甲山裁判差し戻し審

二〇〇年目の冬を迎えて

「甲山裁判支援通信」から

「二〇〇年、無実を訴えている人がいます」
何と悲惨なキャッチコピーでしょう。私たち
はこう叫ばねばならなくなりました。でも無
実への道のりはやることなく歩もうと思ひ
ます」と、毎月送られてくる支援通信の「冬
のカンパのお願い」に記されていた。

数多くの冤罪事件がそうであったように、
「被告席」に立たされ続けてきた山田さんへ
の人權侵害はさまざま、かつ「障害者や女
性への差別」と連なった二〇〇年は、あまりに
も長い。

私達の市芦公平審においても、市教委当局
は平然として処分証拠を改ざん、デッチ上げ、
処分根拠に関わる釈明・立証も放棄したまま、
その主張すら平気で変更する。

甲山裁判においても、検察側の露骨な証拠
書類の操作の中で、昨年二月から差し戻し審
が行なわれている。以下「支援通信」から最
近の公判の様子の要約紹介をしておく。

◎一〇月一九日、差し戻し審第十一回

公判の争点は「動機」と「アリバイ」の二

点に明らかにしぼられる。一人目の園児光子

ちゃんが浄化槽に転落した件では、検察は「
食堂にいない光子を捜していた山田は、浄化
槽の上で遊んでいた光子に声をかけたところ、
光子はフタの開いていたマンホールから転落」
と主張している。しかし、他の園児の証言で、
複数の園児が浄化槽の上で遊んでいた時に、
光子ちゃんが落ちたとあり、検察側冒頭陳述
と合わない。

アリバイに関しては、山田さんが光子ちゃ
ん捜索のため、ラジオでの放送を考え、その
関係者の電話を確認するためAさんに電話。
その後、放送されることになったことへのお
礼の電話をかけたという件について、調書を
めぐる弁護団と検察の応酬の中で、釈明を求
められた検察側は「立証予定がないので釈明
しない」「立証は検察官の自由裁量」と逃げ
ている。

そのうえ、事件直後の捜査記録として重要
な意味をもつ初期の記録の証拠開示にも応じ
ない。

◎十一月九日、同第十一回公判

証拠調べに関して弁護団から意見。
①長期裁判下で山田さんへの人權侵害が続い
ており、早期に必要な証拠のみ調べること。

②検察側証人供述書は変更も多く、事件後か
なり経てから作成されたりしており不明朗。

③争点として明白な動機とアリバイに関する
調べを急ぐこと。

しかし検察側は初期調査供述書の開示拒否。
◎十二月一四日、同第十三回公判

証拠調べの順序をめぐり、弁護側は争点に
関する事実関係の調べを急ぐことを主張。時
間の流れに沿って調査をという主張に、検察
側はあくまで釈明を拒否。

今後公判は月二回位のペースで開かれる予
定。私達の市芦審理も今年が山場であり、真
実の証言を共に語りつくすことで勝利を手に
しよう。

なおビデオ「裁かれるべきは・・検証・甲
山裁判」が作られ、各地で上映会が開かれて
います。また二月二六日午後五時から、一六
周年集会在西宮合同教会（阪急西宮北口西出
口徒歩三分）で開かれる予定です。

甲山事件の 差し戻し審 激しい応酬続く

検察は174項目の証拠 弁護側、動機など反論へ

事件発生から十九年近い今年二月、裁判が再び振り出しの一審に戻った
「甲山事件」は、神戸地裁で十九日、差し戻し審の第十一回公判が開かれ
た。法廷では、検察側の立証計画の全体像がようやく明らかになった。たばか
り、「もっと詳しい内容を明らかにせよ」「その必要はない」と、弁護側
と検察側双方の激しい応酬が繰りかえされている。

◆新事実

被告は「男の園児を浄化
槽に投げ込んで殺害した」
として起訴されている。過
去の法廷で検察側は「被告
が当直の日に起きた浄化槽
での女児の転落死」事故が
ら目をそらすため、別の
日に男児を投げ込んだ」

と、動機を説明。女児の死
については、「被告が名前
を呼んだら、よろけて浄化
槽に落ちた」としていた。
差し戻し審で検察側は、
弁護側の追及で、女児の転
落事故について「ほかの園
児が関与した可能性を否定
しない」とする見解を正式

に明らかにした。さらに、
「関与した可能性」のある
園児二人の名前も特定。弁
護側は、「これまで検察側
が主張していた犯行の動機
が崩れる糸口になる」とし
ている。

●対立
差し戻し前の法廷で調べ
た証拠のうち、この証拠を
調べるまで検察、弁護雙方
は対立を続けた。こうした
応酬は第四回公判から第九
回公判まで、一ひきつきの
証拠が調べられるごとに繰
り広げられた。

検察側がようやく「立証
計画」を明らかにしたの
は、第九回公判。差し戻し
前の公判で採用を却下され
たり、取り下げた証拠や新
たな証拠の計百七十四項目
を請求した。

改訂版「被告にアリバ
イがない」「園児証言や自
白調書に信用性があるこ

となく八項目について立証
するとの意見書を明瞭し
た。弁護側はこれを「差し
戻し審での冒頭陳述」とと
らえ、今後の法廷で反論を
加える、という。

●争点
八月下旬、過去の法廷に
出されていなかった事件関
係者の供述調書など約三十
点が、弁護側の請求で開示
された。

甲山事件 西宮市の知的
障害児施設「甲山学園」
(廃園)で一九七四年三
月、男女園児二人が浄化槽
から水死体で見つかり、う
ち男児を殺害したとして山
田悦子元保育士が逮捕さ
れたが、翌年、不起訴処
分。七八年二月、神戸地裁
が再逮捕、起訴。八五年十
月、神戸地裁で無罪判決。
九〇年三月、大阪地裁で無
罪判決、差し戻し。九二年
四月、最高裁で上告審判。
今年二月から神戸地裁で差
し戻し審が始まっている。

朝日新聞

一九九三年一〇月二日付

国労に中労委救済命令

救済会事務局

中労委が多くの救済命令を出してから四年、地労委の結審からも三年を経て、ようやく命令が出た。闘争団が連日中労委前に座り込み、生活をかけての闘いの中で、北海道に初の救済命令が出た。救済対象者の人数特定はない

が、国労は四五一人とみている。賃金補償額は国労の試算によると五〇億円をこえるという。しかし、政府・JR側の判断を待つとして、家族ぐるみで長期の生活保障もかけて闘争団を組織してきた組合員にとって、元職場への復帰をかけた闘いは今後もつづけられていく。
市芦の公平審においても、真実を貫き通した人々の闘いに学びつつ、長期戦に今しばらく耐えつつ前進したいと思えます。

採用数明示せず

北海道 JR 中労委、初の救済命令

毎日新聞 1994年1月24日(9刊) 13

国鉄からJRへの分割・民営化移行に伴う不採用事件のうち、国労組合員のJR北海道の不採用(千七百四人)事件で、中央労働委員会(秋沢清彦会長)は二十四日、一部の不当労働行為とJRの使用責任を認め、たうで、国鉄清算事業団から解雇された四百五十一人について改めて選考、採用者を決め、一九八七年四月一日にさかのぼって採用するようJR北海道(大森義弘社長とJR貨物棚橋泰社長)に命じた。採用

者数は明示しなかった。JR西日本(井手正敬社長)の二人の国労組合員の不採用事件については「不当労働行為とは認められない」として大阪地労委の救済命令を取り消した。一連のJR事件で中労委として命令が出されたのは初めて。

最大の争点となったのは国鉄とJRは実質的同一性があるかどうか。中労委の命令によると、JRの採用で属していた労働組合による差別があった場合、「不当労働行為の責任は国鉄を

承継したJRに帰属する」と国鉄との実質的同一性を認めた。そのうえで、JR北海道事件については「採用率で著しい格差があったが、国労組合員にも必ずしも協力的でなかったなどの側面もあった」と全面的に不当労働行為を認めず、「一部の者については所属組合や組合活動を理由に不利益扱いをされ、不当労働行為があった」とした。

そして救済対象者を千七百四人のうちJR不採用後に国鉄清算事業団に入れられ

た後、他の企業などに就職したり退職した者を除き、九〇年四月、解雇された四百五十一人に絞り、その中で、JR北海道とJR貨物に採用を申し出た者から当時の採用基準、労働組合間の採用率の格差などを参考にして選考、採用者を決める。その選考経過については、公正なものではないと中労委が判断した場合、JR側にやり直させ、場合によっては裁判で争う。採用者は八七年四月にさかのぼって採用したものとし、向こう三年間で採用をする。さらに六〇年四月から実際に就労するまでの間の賃金の六〇%を支払うよう両社に命じた。

- 活動日誌(抜粋)1993.12.1~94.1.10
- 12・7 法対会議。
 - 17 第五五回公開口頭審理。
 - 21 通信No.67発送。麦の家事務局。
 - 1・8 麦の家新年会。
 - 10 事務局会議。

後記

近づく証言の準備で、年末年始と資料の山の再分類にとりかかる。年明け早々、半年も前の母親の死を告げるAの電話。この数年「Aはいかかわらずです」と短かい一行だけの賀状が母親から届いていた。今回「Aに連絡をとるよう」と書いた賀状への返事の電話となった。わけもなく人を殴打していたAの「わけのわからなさ」に深夜までつき合ってきた。「どうしてる」こんな言葉でしか切り出せない。この頃、卒業生とのちょっとした出合いにも、何かがにぶい音をたてて、「遠くになったなあ」と思う。市芦の校内資料の山は最後まで残った。手が止まってしまう。

この処分は「教員身分の剥奪」を確かに争点としているが、それは決して法規則上の問題ではない。奪われそうなのは生徒に正面から向き合う「教師」の血や心そのものだ。

この七年間で「奪われたもの」を見ずえた思いを証言にこめて、今年もよき出会いを。